損害賠償に係る和解について

次のとおり、町道除雪により発生した建築物損壊に係る損害賠償について和解することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年9月7日

三朝町長 吉 田 秀 光

- 1 和解の相手方三朝町 個人
- 2 和解の要旨

町は、相手方所有の建築物について、次のとおり原状復旧するものとする。

(1) 損壊建築物 稲渡し小屋

(2) 復旧費用 101,336円

- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日平成29年1月23日から同年2月16日まで(事故発生の日は不明)
 - (2) 事故の発生場所鳥取県東伯郡三朝町大字森 839 番地
 - (3) 事故の状況

町の職員が、公務のため町道天神住宅2号線を除雪車両で除雪作業中、路外へ押し出された 雪が和解の相手方所有の建築物を損壊させたものである。